

# 滋賀県多文化共生推進プラン第3次改定について

資料4

## 1. プラン改定の趣旨

現行プランが、令和6年度末で満了する。  
外国人県民等を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、  
より実効性のあるプランとなるよう見直しを行う。

## 2. 国の状況

- 平成30年(2018年)12月 「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を閣議決定(以降、毎年改訂)
- 令和 2年(2020年) 6月 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を閣議決定
- 令和 2年(2020年) 9月 「地域における多文化共生推進プラン」を改訂
- 令和 4年(2022年) 6月 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を閣議決定(以降、毎年一部変更)
- 令和 6年(2024年) 6月 入管難民法と技能実習法の改正案が可決。(技能実習制度を廃し、育成就労制度を新設)

## 3. 改定の基本的な方針(案)

### ○計画の期間

・外国人県民等に関する社会情勢は今後も変化が見込まれるため、5年間(令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度))とする。

### ○改定のポイント

・今後の重要な変化として見込まれることは、

<定住する外国人県民等の人口が、就労資格やその帯同家族の者を中心に、更に増加していくこと>

<人口減少社会の中、外国人県民等の人口が増加し、外国人県民等の人口比率が増加する(存在感が増していく)こと>

<定住期間が長くなることで、子どもや高齢者を含めたより幅広い年齢構成となること>

### ○コミュニケーション支援の強化

#### ◆行動目標1：コミュニケーション

- ・外国人県民等が、日本社会やその習慣を学ぶ機会を増やす必要がある。
- ・窓口などで、多言語ややさしい日本語での対応をより広げていく必要がある。
- ・多言語対応を広めるため、機器やアプリなどICTの活用を促進する必要がある。
- ・住まいや医療、災害時支援や生活安全といった様々な場面でも、コミュニケーション支援を充実させる必要がある。

### ○様々なライフステージへの対応

#### ◆行動目標2：生活支援

- 行動目標3：外国人材
- 行動目標4：次世代育成

- ・出産前後の母子や家族への支援を充実させる必要がある。
- ・未就学児の増加に伴って、保育や幼児教育への対応がより必要となる。
- ・学校教育での児童生徒および保護者への支援をより充実させる必要がある。
- ・雇う側も働く側も活動しやすい労働環境づくりを促進していく必要がある。
- ・高齢となった時の生活支援や介護支援への対応が必要となってくる。
- ・課題が多様化・複雑化する中、相談体制をより充実させる必要がある。

### ○多文化共生意識の向上

#### ◆行動目標5：多文化共生の地域づくり

- ・人口減少社会の中、日本人県民も外国人県民等も同じ地域社会の担い手、という考え方方がより重要になる。
- ・日本人側が自分も多文化共生社会の一員であるという認識を高める必要がある。
- ・外国人県民等が、日本社会やその習慣を学ぶ機会を増やす必要がある。(再掲)
- ・日本人県民と外国人県民等とが交流したり、ともに地域で活動する機会を増やす必要がある。
- ・多文化共生について学べる機会を増やす必要がある。